

# 札幌市無料低額宿泊所指導検査実施要領

令和2年3月31日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所に対して、市長が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導検査は、法、札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年条例第6号。以下「条例」という。）並びにその他関係法令に対する実施状況について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずるよう命じることにより、無料低額宿泊所の適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者の保護を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要領に基づく指導検査の対象は、法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所を設置運営する設置者（以下「設置者」という。）を対象とする。

(指導検査の形態)

第4条 指導検査の形態は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

ア 新規に届出した無料低額宿泊所を設置運営する設置者を対象に、届出後1年以内に実地検査を実施する。

イ ア以外の無料低額宿泊所を設置運営する設置者を対象に、定期的に実地検査を実施する。

ウ ア及びイに規定する実地検査を行わない年は、札幌市無料低額宿泊所設置運営手続要領（令和2年3月18日付保健福祉局長決裁）第6条に基づき提出された書面による検査を実施する。

(2) 特別検査

次のいずれかに該当する場合、改善が図られるまで重点的かつ継続的に検査を実施する。

ア 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 条例で定める基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ 指導検査における問題点の是正改善がみられないとき。

エ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

オ その他市長が必要と認めたとき。

(指導検査の体制)

第5条 指導検査は、2名以上の職員（うち1名は原則係長職以上）により実施することを原則とする。

(指導検査の計画)

第6条 一般検査の実施に当たっては、実施計画を策定するなど、計画的に実施するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、実施計画に関わらず特別検査を実施する。

(指導検査の実施方法)

第7条 指導検査の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 検査通知

指導検査の対象となる設置者を選定し、あらかじめ指導検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者その他必要な事項について当該設置者に通知し、施設長ほか関係職員の出席を求め、無料低額宿泊所指導検査事項（別添）（以下「指導検査事項」という。）に基づく書面を検査当日に用意させるものとする。

ただし、無料低額宿泊所において入居者への虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは、当該無料低額宿泊所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導検査開始時に文書により通知するものとする。

(2) 検査方法

一般検査は、指導検査事項に基づく各項目について、施設長ほか関係職員から状況を聴取するとともに、関係書類及び施設内を確認し実施するものとする。

また、サービスの質の確保及び入居者保護の観点から、必要があると認

めるときは、入居者から生活状況等を聴取することとする。

(3) 検査結果の通知

指導検査の結果、改善を要する事項があると認められた場合には、検査実施後、原則30日以内に指導検査結果通知書（第1号様式）により指導内容を通知するものとする。

(4) 改善報告書の提出

当該設置者に対して、指導検査結果通知書（第1号様式）により改善を要する事項を指摘した場合には、結果通知後、原則30日以内に改善報告書（第2号様式）により報告を求めるものとする。

（改善命令等）

第8条 前条第1項第3号及び第4号に規定する改善を要する事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、法第71条の規定による改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

（他の検査等との連携）

第9条 市長が必要と認めたときは、他の検査等と合同で指導検査を実施することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。